

AZ

213

82

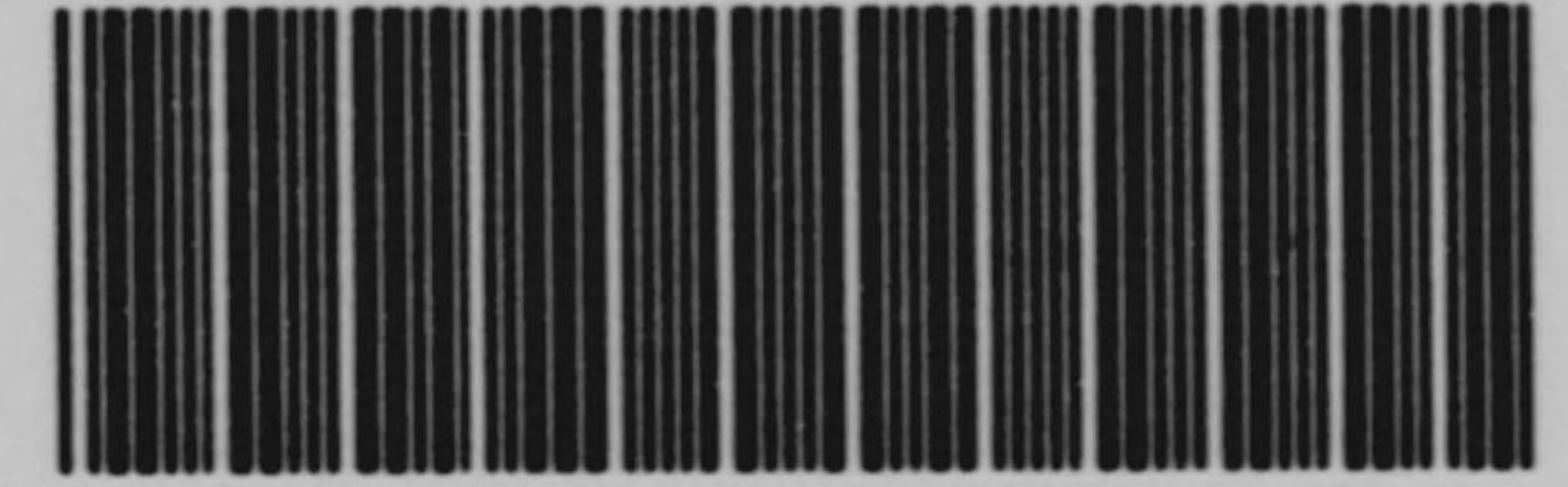
新しい憲法

明るい生活

憲法普及会編

国立国会図書館

×  
複写



\* 0013663000 \*

0013663-000

AZ-213-82

新しい憲法明るい生活

憲法普及会・編

憲法普及会

1947

ACD

三ノ下-1

AZ  
213  
82

普及會編

あたら  
けんぽう  
あか  
せいかつ  
新しい憲法  
明るく生活

|| 大切に保存して多くの ||  
|| 人人で回読して下さい ||

*Handwritten signature or mark*

### 新しい日本のために——発刊のことば

古い日本は影をひそめて、新しい日本が誕生した。生れかわつた日本には新しい國の歩み方と明るい幸福な生活の標準とがなくてはならない。これを定めたいものが新憲法である。

日本國民がお互いに人格を尊重すること。民主主義を正しく実行すること。平和を愛する精神をもつて世界の諸國と交りをおつくること。

新憲法にもられたこれらのことは、すべて新日本の生きる道であり、また人間として生きがいのある生活をいとなむための根本精神でもある。まことに新憲法は、日本人の進むべき大道をさし示したものであつて、われわれの日常生活の指針であり、日本國民の理想と抱負とをおりこんだ立派な法典である。

わが國が生れかわつてよい國となるには、ぜひとも新憲法がわれわれの血となり、肉となるように、その精神をいかしてゆかなければならない。実行がともなわぬ憲法は死んだ文章にすぎないのである。

新憲法が大たん率直に「われわれはもう戦争をしない」と宣言したことは、人類の高い理想をいいあらわしたものであつて、平和世界の建設こそ日本が再生する唯一の途である。今後われわれは平和の旗をかかげて、民主主義のいしずえの上に、文化の香り高い祖國を築きあげてゆかなければならない。

新憲法の施行に際し、本會がこの冊子を刊行したのもこの主旨からである。

昭和二十二年五月三日 憲法普及會會長 芦田均

AZ 213 82



## 新憲法の特色

私たちの生活はどうなる

### ◇生れかわる日本

昭和二十二年（一九四七年）五月三日

——それは私たち

日本國民が永久に忘れてはならない日本の誕生日である。私たちが久しい間待ち望んでいた新憲法が、この日を期して実施されるのである。

新憲法が私たちに與えてくれた最も大きな贈りものは民主主義である。民主主義政治ということを一口に説明すれば「國民による、國民のための、國

民の政治」ということである。民主的

な憲法のもとでは國民が政治をうごかす力を持ち、政府も、役人も、私たちが

によつてかえることができる。多数のものが望むこと、多数のものがよいと

きめて法律で定めたこと、これを実行してゆくのが民主主義である。

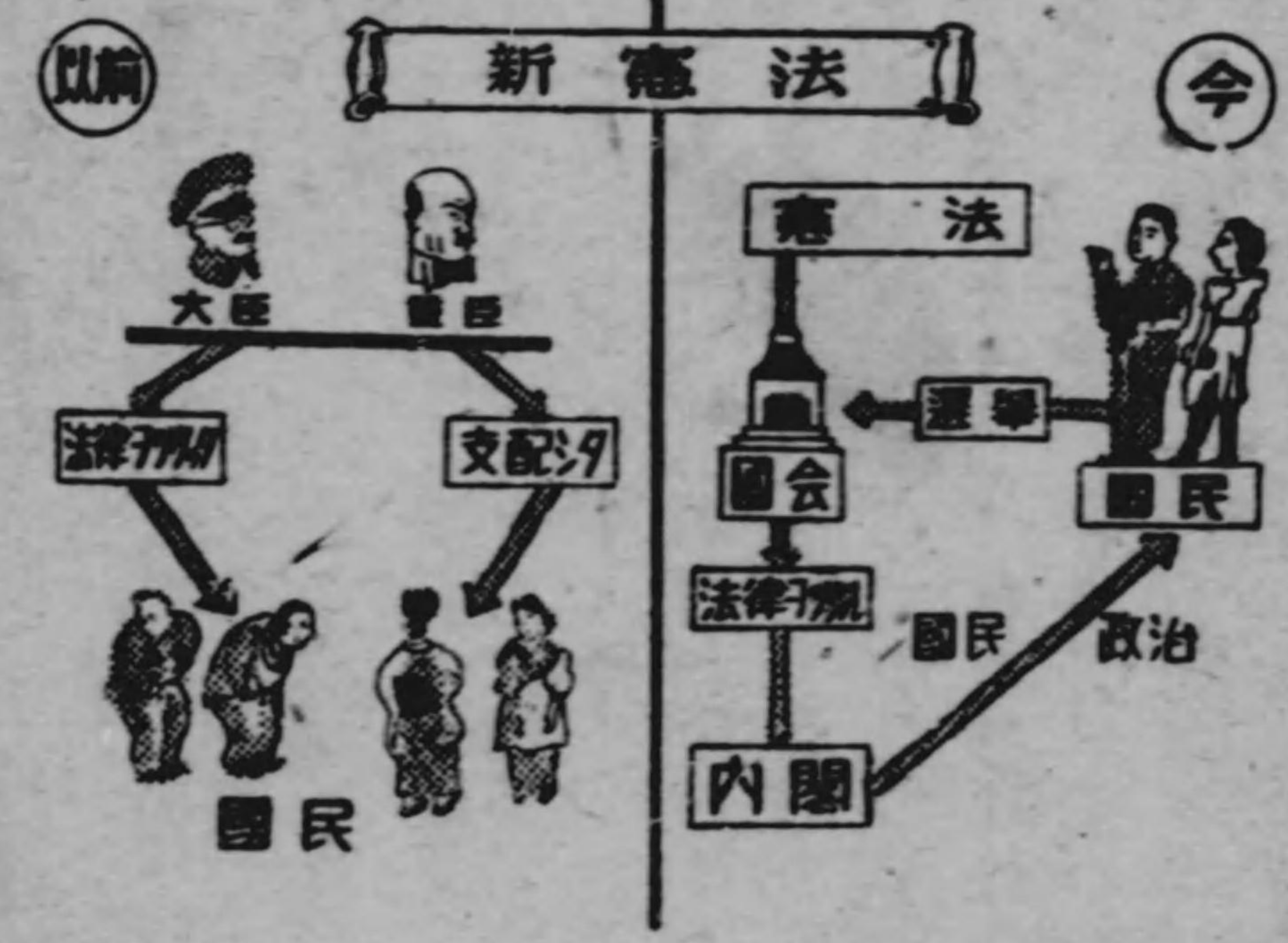
私たちは民主主義を口にする前に、まずすべてのものごとをよく知り、正

しい判断を持つようになり心かげなければならぬ。特にわが國では今まで政治

は一部の人人が思うままに動かしていたため、一般國民は政治について教え

られることが少く、自分の意見をのべることゝも窮屈であつた。また自分の考えをまとめるだけの勉強も足りなかつた。だから私たちは新憲法の実施をよい機会として政治のことを熱心に学ぶ必要がある。なぜならばこれからは政治の責任はすべて私たちみんながおうことになつたからである。

新憲法はわが國に長い間続いてきた古い因襲を大幅に改めることになつた。家族制度も大きくかわつた。女の地位も男と同等となつた。憲法に附属する民法その他の法律によつてこまかい点は数えきれないほどかわつてくる。このよう



に法律だけが新しくなつても、かんじんの頭の切りかえができなくては何の役にも立たない。

新憲法と共に新しく生れかわる日本——私たちも今こそ生れかわつた氣持で、この新しい時代に生きぬいてゆこう。

◇明るく平和な國へ

私たちの日本を明るく平和な住みよい國にする——これが新憲法の目的である。新憲法の前文にはこの目的が力強くのべてある。

旧憲法では國の政治の最高の権限は天皇がお持ちになつていた。そのため一部の軍人や重臣などが天皇の名をかかりて、わがまま勝手にふるまい、悪い政治を行うすぎが多かつた。

新憲法では國の政治を行う大もとの力は國民全体にあることが明かにされた。従つて國の政治は何よりもまず國民全体が幸福な生活ができるように行われなければならない。決して特別な地位にある人や、一部の少数の人人のために行われるのではないことが、はつきりと示されたのである。

◇私たちの天皇

天皇は神様の子孫であるからというやうな神話をもととして、天皇の地位や権限をこの上なく重んじていたのが

今日までのゆき方であつた。

新憲法では天皇は日本の國の象徴であり、國民結び合ひの象徴であるといふことが示されてある(第一條)。これは私たち國民全体の天皇にたいする共通の氣持をそのままあらわしたものである。

象徴といふのは一つの「めじるし」であつて、これによつて國そのもの、または國民結び合ひの實際の姿がありありとわかることをいふのである。富士山をみれば美しい日本の國が、また櫻をみればなごやかな日本の春がわかるというのが、そのおよその意味である。

新憲法では天皇は從來とは違つて國のいろいろの政治に當られないこととなり、政治の責任はすべて内閣、國會、

最高裁判所がおうことになつた。政治以外の國家的な行事についても、天皇の當られる國事は非常にすくなくなつた。(第三條―第七條)

このように天皇についての憲法の定めがかつたので、わが國の國柄まですっかりかわつてしまつたように思う人もある。たしかに政治をうごかす力は私たち國民のものであるといふことがはつきりと示されたし、形の上では、すい分かわつた。しかし私たちの天皇にたいする尊敬と信頼の氣持による結びつき、天皇を中心として私たち國民が一つに結び合つていると



いう昔からの國柄は少しもかわらないのであるから國体はかわらないといえるのである。

### ◇もう戦争はしない

私たちは日本國民はもう二度と再び戦争をしないと誓つた。(第九條)  
これは新憲法の最も大きな特色であつて、これほどはつきり平和主義を明かにした憲法は世界にもその例がない。  
私たちは戦争のない、ほんとうに平和な世界をつくりたい。このために私たちは陸海空軍などの軍備をふりすて

で、全くはだか身となつて平和を守ることを世界に向つて約束したのである。わが國の歴史をふりかえつてみると、いままでの日本は武力によつて國家の運命をのばそうという誤つた道にふみ迷つてゐた。殊に近年は政治の實權を握つていた者たちが、この目的を達するため國民生活を犠牲にして軍備を大きくし、ついに太平洋戦争のよ

うな無謀な戦いをいどんだ。その結果は世界の平和と文化を破壊するのみであつた。しかし太平洋戦争の敗戦は私たちを正しい道へ案内してくれる機会となつたのである。  
新憲法ですべての軍備を自らふりす

た日本は今後「もう戦争をしない」と誓うばかりでは足りない。進んで藝術や科学や平和産業などによつて、文化國家として世界の一等國になるように努めなければならぬ。それが私たち國民の持つ大きな義務であり、心からの希望である。  
世界のすべての國民は平和を愛し、二度と戦争の起らぬことを望んでい

### ◇人はみんな平等だ

る。私たちは世界にさきがけて「戦争をしない」という大きな理想をかかげ、これを忠実に実行するとともに「戦争のない世界」をつくり上げるために、あらゆる努力を捧げよう。これこそ新日本の理想であり、私たちの誓いでなければならぬ。  
人はだれでもみんな生れながらに「人としての尊さ」をもつてゐる。この尊さをおかされることが人として

最も大切な権利であろう。新憲法は何よりさきに、まずこの権利を與えてくれる。(第十一條)

そして私たちの生命や自由を守り、幸福な生活ができるように、政治の上でもいろいろと考えてくれるように約束されている。新憲法はこの考えをもととして十分な自由と権利とを與えてくれたのである。(第十三條)

軍閥が政治を行つた時代には「國家のために」とか「國民全体のために」とかいう名目によつて、私たちは、一部の政治権力を握る人人のために、働かされたり、権利をふみにじられたこともしばしばあつた。これからは私たちは自分の権利を守ることができるといふばかりでなく、國の政治は國民みんなの自由と幸福を何よりも大切に考

えて行われることになつた。

またすべての國民は法律上は全く平等であつて、あの人は家柄がいいから私たちよりえらいとか、女は男より卑しいものだとか、そんな差別は一切ゆるされないこととなつた。華族制度も廢止されて國民はみな平等の時代となつたのである。(第十四條)

### ◇義務と責任が大切

私たちは新憲法によつて、ずいぶん多くの自由や権利を與えられたが、一生懸命努力して、これを大切に守つてゆく義務がある。自由といつても他人の迷惑も考えずに勝手氣ままにふるまふことではない。権利だからといつて無暗やたらにこれをふり廻してはならない。私たちは自分の自由や権利を、

いつでもできるだけ多くの人人のしあわせに役立つように使うことが大切である。(第十二條)

もしも各人がこの心がけを持たないで、民主主義をはき違え自分勝手なことばかりしていたなら世の中は今までよりも一そう住みにくいものになつてしまふだらう。私たちは権利や自由が常に義務と責任とを伴うことを忘れてはならない。

### ◇自由のよろこび

「自由」とはいつたい何であらうか。一口にいえば自分の良心に従つて生きることである。長い間私たちに、その自由さえも制



限されていた。私たちは何とかしてもつと自由がほしいと願つていた。いま

その願いが果されたのである。

私たちはどんな考えを持つてもよい(第十九條)。神道でも、キリスト教でも、佛教でも、その他どんな宗教を信じてもよい。政府が私たちにたいして特別の宗教教育を行い、この宗教を信じなければいけないなどといいつけることは許されなくなつた。(第二十條)

私たちは、どんな会合をやつても、どんな団体をつくつても自由である。

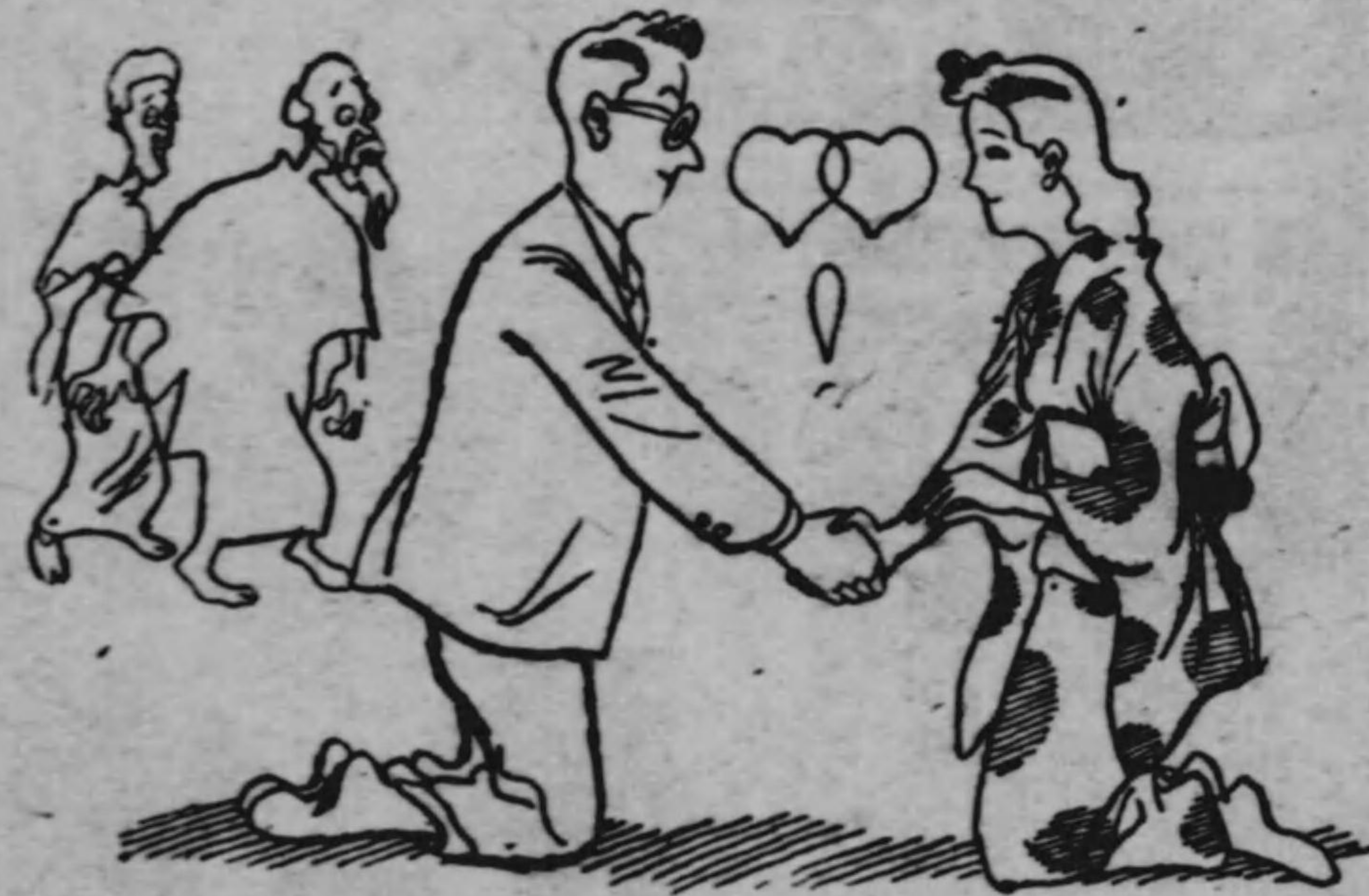
演説をしたり、新聞や雑誌を出したり  
することも自由になつた。どんな職業  
をえらんでもいいし、学問  
の自由もまた認められた。

これらはいづれも新憲法  
が私たちに與えてくれた贈  
りものである。(第二十一條  
—第二十三條)

### ◇女も男と同権

わが國では、とかく女は  
男より一段と低いものとし  
て扱われがちであつた。人  
としての尊さは、女も男と  
何のかわりもない。

これまで結婚の場合など、  
自分がいやだと思つても親の意見に従  
わなければならぬことがあつた。しか



し新憲法では、結婚は男女双方の氣持  
があつた場合だけに行われるので、自

分の心に合わない結婚  
をさせられることにな  
いように定めてある。

また夫婦は同等の権  
利を持ち、財産のこと  
や相続のことについて  
も、今までのように男  
だけを重く扱い女を軽  
んずるといふことにな  
らなくなつた(第二  
十四條)。戸主や父親だ  
けが特別に一家の中心  
となつていたわが國の  
むかしからの「家」の  
制度もかわつて、お互いの人格を尊び  
男女の平等を主眼として家庭を営むよ

ろに改められた。

このように男と女は全く平等にな  
り、いままでのような家族制度にしば  
られることはなくなつた。そのかわり  
これからの男女は結婚や夫婦生活に対  
して全く自分で責任をおう必要があ  
る。

とくに日本の女は、いままで親や親  
族のいうままになることに慣れていた  
から、この大切な判断をする力にかけ  
たところがある。新憲法で高められた  
女の地位を生かすためには、日本の女  
はさらに一層その見識を深めるように  
努力しなければならぬ。

### ◇健康で明るい生活

世間を見わたすと不幸な人は澤山あ  
る。乞食、浮浪者、ゆき倒れの病人な

ど、こういう氣の毒な人人が戦争後は  
いよいよ多くなつてきた。

新憲法ではすべての國民は健康で文  
化的な最低限度の生活を営むことを認  
めており、國は氣の毒な人人を助け、  
國民一人残らず人間らしい生活のでき  
るように努めなければならぬと定め  
てある。(第二十五條)

また國民はすべて働く権利と義務が  
あり、働きたい人に職を與えることも  
國の仕事の一つとなつた。また兒童に  
無理な働きをさせてはならない。(第二  
十七條)

働く人々が團結して組合をつくり、  
會社や工場の雇主に對して働く時間の  
ことや賃金のことなどをかけ合うこと  
もはじめて認められた権利である。(第  
二十八條)

### ◇役人は公僕である

憲法に定めがあつたにもかかわらず、実際には最近まで警察や検事局が國民を手続なしに捕えて幾日も留置場へ入れておいたり、むごい方法で取調べを行い、むりやりに自白させたりすることも少くなかつた。

新憲法ではすべてこうした不法なひどいことを固く禁じた。また罪を犯した者も必ず速かに公平な公開の裁判を受けられるようになった。もし間違つて罪人の扱いを受けた場合は國に對して損害の賠償も求めることが出来るようになった。



た。(第三十一條—第四十條)

これからは悪いことをしない限り、いたずらに警察や検事局をこわがる必要はなくなつた。それ

ばかりかこれからの役人は國民の生活を守つてくれる私たちの「公僕」となつた。

### ◇國會は私たちの代表

わが國の政治のしくみは國會と内閣と裁判所の三つに分けられている。國會は國の予算をきめたり、法律をつくつたり、内閣はこの法律によつて政治を行い、裁判所はこの法律を正しく

解釋してそれを実行するのである。

従つて國の最高の権力を握つているものは國會であつて、これがただ一つの立法機関である(第四十一條)。その國會の議員をえらぶのは、私たち國民であるから、私たちは、とりもなおさず國の政治の一番の大もとである。

國會は衆議院と參議院の二つから成りたつてゐる。衆議院の組織はこれまでと大差ないが、參議院はこれまでの貴族院が、皇族、華族および一部の特權階級の人人からできていたのところが、衆議院と同じように、やはり私たちが選挙によつて選んだ議員で組織することになつた。(第四十二條—第六十四條)

國の政治に必要な費用をどう使つかうかということも國會できめる。

また新しい税金をとることや税金の種類をかえることも國會が法律としてきめなければやれない。(第八十三條—第八十六條)

このように國會議員の任務は、この上もなく重いものであるから私たちはほんとうに信頼のできる立派な人物をえらばなければならぬ。そして國の政治をになうものは結局は國民自身であることを私たちは深く考えなければならぬのである。

### ◇總理大臣も私たちが選ぶ

國の政治の責任をになうものは内閣である。その内閣の長は總理大臣である。總理大臣は國會議員の中から國會が指名してきめるのである。つまり總



理大臣も私たちが選ぶことになるわけだ。(第六十七條)

その他の國務大臣は總理大臣が任命し、その半数以上は國會議員でなければならぬ。(第六十八條)

このようにしてできた内閣は國會に對して責任をおうのであるが、一切の行政は内閣によつて行われるものである。

### ◇ 裁判所は憲法の番人

新憲法では司法権は裁判所で行うものと定めた。最高裁判所はこれまでと違つて憲法にそむくような法律は、これを無効とすることができぬ。

このように裁判所の地位は新憲法によつて著しく高く重要なものとなつたが、それと同時に國民と國會との力で

これを監視することができるようになつた。例えば最高裁判所の裁判官は内閣が任命するものであるけれども、これには私たちが國民がよろしいと認めることが必要である。またもしも裁判官が不適任であれば、國會によつてその裁判官をやめさせることもできる。(第七十九條)

### ◇ 知事も私たちが選舉

民主主義の政治はただ中央の政治ばかりでなく、私たちの生活にとつて最も身近かな都道府縣や市町村の行政から行われなければならない。

これまでの憲法では地方行政のことについては何の定めもなかつた。そして政府が都道府縣の知事を任命し、政府のきめた中央の方針を地方に押しつ

け、地方の實際の状態に合つた政治が行われることは少かつた。

そこで新憲法では都道府縣や市町村の政治は、その土地に住む人人が自分たちの責任で自分たちの選んだ代表者により行うことにきめられた。

つまり東京都や北海道の長官、各府縣の知事は、これからは私たちが選舉してきめることとなり、市長村長もまた私たちが直接に選舉するのである。

(第九十二條、第九十三條)

こうして地方の政治も完全に私たちの手で行われることとなつた。この地方自治こそ民主政治のもとである。

### ◇ 私たちのおさめる日本

このように新憲法は新しい日本の骨組を定め、また私たちが私たちの子孫に對して大切な権利を約束してくれ

た。この新憲法はわが國の最高の定めであつて、他の法律や命令などもすべてこの定めにもとづくものである。

もとより前にのべたように國會や内閣や裁判所などがあつて、それぞれの仕事を分担しているけれども、わが國の政治の一番大もとの力は私たち國民の手にあるのである。

日本をよい國にし、私たちの生活を明るくするためには、何よりも私たちが國民の一人一人が、この憲法を正しく守つてゆく心がけが大切である。

私たちは新憲法の実施を迎え、新日本の誕生を心から祝うとともに、この新憲法をつらぬいていく民主政治と、國際平和の輝かしい精神を守りぬくために、全力をつくすことを誓おうではないか。(完)

# 日本國憲法

日本國民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行爲によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみで専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の總意に基く。

第二條 皇位は、世襲のものであつて、國家の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三條 天皇の國事に關するすべての行爲には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負ふ。

第四條 天皇は、この憲法の定める國事に關する行爲のみを行ひ、國政に關する權能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その國事に關する行爲を委任することができる。

第五條 皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその國事に關する行爲を行ふ。この場合には、前條第一項の規定を準用する。

第六條 天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に關する行爲を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。
- 二 國會を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。
- 五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任狀及び大使及び公使の信任

狀を認證すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認證すること。

七 榮典を授與すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證すること。

九 外國の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第八條 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜與することは、國會の議決に基かなければならない。

## 第二章 戦争の放棄

第九條 日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠實に希求し、國權の發動たる戦争と、

武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦權は、これを認めない。

## 第三章 國民の權利及び義務

第十條 日本國民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一條 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる。

第十二條 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉の

ためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三條 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四條 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。  
榮譽、勳章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴はない。榮典の授與は、現にこれを有し、又は將來これを受ける者の一代に限り、その效力を有する。

第十五條 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。

すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

公務員の選舉については、成年者による普通選舉を保障する。  
すべて選舉における投票の秘密は、これを侵してはならない。選舉人は、その選擇に公

的にも私的にも責任を問はれない。  
第十六條 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正その他の事項に關し、平穩に請願する權利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七條 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團體に、その賠償を求めることができる。

第十八條 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

狀を認證すること。

- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認證すること。
- 七 榮典を授與すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證すること。
- 九 外國の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

第八條 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜與することは、國會の議決に基かなければならない。

## 第二章 戦争の放棄

第九條

日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠實に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦權は、これを認めない。

## 第三章 國民の權利及び義務

第十條

日本國民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一條

國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる。

第十二條

この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉の

ためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三條

すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四條

すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勳章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴はない。榮典の授與は、現にこれを有し、又は將來これを受ける者の一代に限り、その效力を有する。

第十五條

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

公務員の選舉については、成年者による普通選舉を保障する。

すべて選舉における投票の秘密は、これを侵してはならない。選舉人は、その選擇に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六條

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正その他の事項に關し、平穩に請願する權利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七條

何人も、公務員の不法行爲により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團體に、その賠償を求めることができる。

第十八條

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九條

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十條

信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一條

集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の祕密は、これを侵してはならない。

第二十二條

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選擇の自由を有する。

何人も、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三條

學問の自由は、これを保障する。

第二十四條

婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選擇、財産權、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五條

すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。

國は、すべての生活部面について、社會福祉、社會保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六條

すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。

すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七條

すべて國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない。

第二十八條

勤勞者の團結する權利及び團體交渉その他の團體行動をする權利は、これを保障する。

第二十九條 財産權は、これを侵してはならない。

第三十條

財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十一條

國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十二條 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十三條

何人も、裁判所において裁判を受ける權利を奪はれない。

第三十四條 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、權限を有する司法官憲が發し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令狀によらなければ、逮捕されない。

第三十五條

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する權利を與へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十六條 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第三十七條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第三十八條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第三十九條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第四十條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第四十一條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第四十二條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第四十三條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第四十四條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第四十五條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第四十六條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第四十七條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

第四十八條

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令狀により、これを行ふ。

**第三十六條** 公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

**第三十七條** すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

刑事被告人は、すべての證人に對して審問する機會を充分に與へられ、又、公費で自己のために強制的手續により證人を求める權利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

**第三十八條** 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不當に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを證據とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

**第三十九條** 何人も、實行の時に適法であつた行爲又は既に無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

**第四十條** 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることが出来る。

### 第四章 國會

**第四十一條** 國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

**第四十二條** 國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構成する。

**第四十三條** 兩議院は、全國民を代表する選舉された議員でこれを組織する。

兩議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

**第四十四條** 兩議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信條、性別、社會的身分、門地、教育、財産又は收入によつて差別してはならない。

**第四十五條** 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

**第四十六條** 參議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

**第四十七條** 選舉區、投票の方法その他兩議院の議員の選舉に關する事項は、法律でこれを定める。

**第四十八條** 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

**第四十九條** 兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歳費を受ける。

**第五十條** 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國會の會期中逮捕されず、會期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、會期中これを釋放しなければならぬ。

**第五十一條** 兩議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

**第五十二條** 國會の常會は、毎年一回これを招集する。

**第五十三條** 内閣は、國會の臨時會の召集を決定することができる。いづれかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

**第五十四條** 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の總選舉を行ひ、その選舉の日から三十日以内に、國會を召集しなければならない。

衆議院が解散されたときは、參議院は、同時に閉會となる。但し、内閣は、國に緊急の必要

があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の國會開會の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その效力を失ふ。

**第五十五條** 兩議院は、各々その議員の資格に關する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

**第五十六條** 兩議院は、各々その總議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

兩議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

**第五十七條** 兩議院の會議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密會を開くことができる。

兩議院は、各々その會議の記録を保存し、秘密會の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならぬ。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議録に記載しなければならぬ。

**第五十八條** 兩議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

兩議院は、各々その會議その他の手續及び内部の規律に關する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

**第五十九條** 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、兩議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、兩議院の協議會を開くことを求めることを妨げない。

参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

**第六十條** 豫算は、さきに衆議院に提出しなければならぬ。

豫算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した豫算を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

**第六十一條** 條約の締結に必要な國會の承認については、前條第二項の規定を準用する。

**第六十二條** 兩議院は、各々國政に關する調査を行ひ、これに關して、證人の出頭及び證言並びに記録の提出を要求することができる。

**第六十三條** 内閣總理大臣その他の國務大臣は、兩議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について發言するため議院に出席することができる。又、答辯又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならぬ。

**第六十四條** 國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。

彈劾に關する事項は、法律でこれを定める。

## 第五章 内閣

第六十五條 行政權は、内閣に屬する。

第六十六條 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣總理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣總理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならぬ。

内閣は、行政權の行使について、國會に對し連帶して責任を負ふ。

第六十七條 内閣總理大臣は、國會議員の中から國會の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

衆議院と參議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議員の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、國會休會中の期間を除いて十日以内に、參議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第六十八條 内閣總理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、國會議員の中から選ばなければならぬ。

内閣總理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十九條 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、總辭職をしなければならぬ。

第七十條 内閣總理大臣が缺けたとき、又は衆議院議員總選舉の後に初めて國會の召集があつたときは、内閣は、總辭職をしなければならぬ。

第七十一條 前二條の場合には、内閣は、あらたに内閣總理大臣が任命されるまで引き續きその職務を行ふ。

第七十二條 内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三條 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠實に執行し、國務を總理すること。
- 二 外交關係を處理すること。
- 三 條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國會の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に關する事務を掌理すること。
- 五 豫算を作成して國會に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を實施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十四條 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣總理大臣が連署することを必要とする。

第七十五條 國務大臣は、その在任中、内閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の權利は、害されない。

## 第六章 司法

第七十六條 すべて司法權は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に



屬する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機關は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ獨立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

**第七十七條** 最高裁判所は、訴訟に關する手續、辯護士、裁判所の内部規律及び司法事務處理に關する事項について、規則を定める權限を有する。

檢察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならぬ。

最高裁判所は、下級裁判所に關する規則を定める權限を、下級裁判所に委任することができ

**第七十八條** 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒處分は、行政機關がこれを行ふことはできない。

**第七十九條** 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員數のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際國民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多數が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される。

審査に關する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

**第八十條** 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができ。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

**第八十一條** 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は處分が憲法に適合するかしないかを決定する權限を有する終審裁判所である。

**第八十二條** 裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合に、對審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に關する犯罪又はこの憲法第三章で保障する國民の權利が問題となつてゐる事件の對審は、常にこれを公開しなければならぬ。

## 第七章 財政

**第八十三條**

國の財政を處理する權限は、國會の議決に基いて、これを行使しなければならない。

**第八十四條**

あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める條件

によることを必要とする。

**第八十五條** 國費を支出し、又は國が債務を負担するには、國會の議決に基くことを必要とする。

**第八十六條** 内閣は、毎會計年度の豫算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならぬ。

**第八十七條** 豫見し難い豫算の不足に充てるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

すべて豫備費の支出については、内閣は、事後に國會の承諾を得なければならぬ。

**第八十八條** すべて皇室財産は、國に屬する。すべて皇室の費用は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。

**第八十九條** 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

**第九十條** 國の収入支出の決算は、すべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならない。

會計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

**第九十一條** 内閣は、國會及び國民に對し、定期に、少くとも毎年一回、國の財政狀況について報告しなければならない。

## 第八章 地方自治

**第九十二條** 地方公共團體の組織及び運営に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこ

れを定める。

**第九十三條** 地方公共團體には、法律の定めるところにより、その議事機關として議會を設置する。

地方公共團體の長、その議會の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共團體の住民が、直接これを選舉する。

**第九十四條** 地方公共團體は、その財産を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範圍内で條例を制定することができる。

**第九十五條** 一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。

## 第九章 改正

**第九十六條** この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の賛成で、國會が、これを發議し、國民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選舉の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一體を成すものとして、直ちにこれを公布する。

## 第十章 最高法規

**第九十七條** この憲法が日本國民に保障する基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力

の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び將來の國民に對し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

**第九十八條** この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行爲の全部又は一部は、その效力を有しない。

**第九十九條** 日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠實に遵守することを必要とする。天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

### 第十一章 補則

**第一百條** この憲法は、公布の日から起算して六箇月を經過した日から、これを施行する。

この憲法を施行するために必要な法律の制定、參議院議員の選舉及び國會召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

**第一百一條** この憲法施行の際、參議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、國會としての權限を行ふ。

**第一百二條** この憲法による第一期の參議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

**第一百三條** この憲法施行の際現在に在職する國務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相應する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、當然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選舉又は任命されたときは、當然その職務を失ふ。

